

I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進				※予算額欄：当該施策に係る額が特定できないもの「-」。		
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 家庭における人権教育・啓発の推進						
① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。	・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、父親の育児参加の促進を図ります。	幼児期家庭教育講座	幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ機会を提供する。	子育ての不安を解消する方法、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ幼児期家庭教育講座等を開催すると共に、親同士の交流を図る。	275	生涯学習課
		男女共同参画講演会の開催	男女がともに家庭や地域に参画するために必要な知識を学ぶ。	実施予定なし	-	人権推進課
		広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深める。	6月号広報や市公式ウェブサイトで周知をする。	-	人権推進課
	・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。	リトミック講座	親子で身体をつかって音楽に合わせリズム表現することで、親子で関わることの楽しさや集中力・創造力を養い、また運動的な発達について知る場の提供をする。	美和つどいの広場、七宝子育て支援センター、甚目寺子育て支援センターで各1回開催予定。	-	子育て支援課
		ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の中学生を対象とした生活・学習支援事業を実施し、学力と社会適応能力を向上させ将来的な生活の安定を図る。	ひとり親世帯の中学生を対象に、大学生等のボランティアによる学習支援を行う。	7,804	子育て支援課
・保護者への人権教育・啓発を推進します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	保育園、学校等と連携を図りながら、講演会等の参加を呼びかける。また、啓発パンフレット等を配布し啓発を行う。	児童虐待発生予防を目的としたチラシを作成し、保育園を通じて保護者に配布し、啓発を行う。	-	学校教育課	

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。	・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。	児童館事業	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、自主性や社会性を身につけられるように取り組む。 児童館6か所 児童厚生員 各館2~4名	—	子育て支援課
		親子講座	親子で運動遊び、音楽遊び工作などのいろいろな遊びを経験しながら集団生活に慣れたり、他の親子との交流をする場を提供する。	コアラ教室 七宝児童館 美和児童館 甚目寺北児童館 甚目寺西児童館 甚目寺南児童館 甚目寺中央児童館 ちびっ子あつまれ 七宝児童館 美和児童館 甚目寺北児童館 甚目寺西児童館 甚目寺南児童館 甚目寺中央児童館	—	子育て支援課
		おはなし会事業	市内図書館・図書室にて、絵本の読み聞かせや紙芝居を実施し、読書を通じた親子のふれあいの支援を行う。	開催回数を増やし、読書を通じた親子のふれあい支援の充実を図る。	20	生涯学習課
		ブックスタート事業	絵本を通じて親子の触れ合いを深め、心安らからで楽しく子育てが出来る環境づくりを支援するため、ブックスタート事業を実施する。	ブックスタート事業として、乳児健診で読み聞かせを行うと共に、ブックスタート・バックを親子に配布する。	877	生涯学習課
・家庭教育を応援するための家庭教育読本を発行・活用し、家庭や地域における家庭教育の充実と、企業などの協力を促進します。	家庭教育学習講座 家庭教育推進協力企業登録制度	家庭教育を応援するための家庭教育読本を活用し、家庭や地域における家庭教育の充実と、企業などの協力を促進する。	企業内での家庭教育の推進を目指して、家庭教育推進協力企業登録制度の登録を募り、企業と行政が一体となって家庭教育の推進を図る。	66	生涯学習課	
	・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」、「あまっ子デー」の周知・啓発を図ります。	親子ふれあいデーの実施	家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」、「あまっ子デー」の周知・啓発を図る。	家庭教育推進協力企業とともに親子ふれあいデーを実施する。	266	生涯学習課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事や祭り等への参加を啓発します。	市民まつりの開催	市民相互の交流の促進、連帯感の高揚を目的に、多くの市民が参加できるまつりを開催する。	実施予定なし	—	企画政策課
		コミュニティ協議会との連携	コミュニティ団体の実施する活動や交流を活発化し、地域コミュニティの発展・振興を促進する。	令和3年度当初において、市の補助金交付対象となりうるコミュニティ団体は、16団体設立されている。	2,320	企画政策課
		健康福祉まつりの開催	「健康福祉まつり」において、健康や福祉について家族が一緒に考え体験する機会を充実する。	【予定日】 8月15日（月）～16日（火）	684	健康推進課
③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。	・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て相談の充実を図ります。	子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター、七宝高齢者生きがい活動センターを開放し、各種の子育て支援等を行う。	七宝・美和・基目寺子育て支援センターにて実施。	—	子育て支援課
		子育てコンシェルジュ事業	子育てに関する様々な相談を受け、保護者のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供、助言を行う。	妊娠期から子育て期の子育てに関する様々な相談業務の実施及び相談に応じた適切な子育て支援機関につなぐ。	8,221	子育て支援課
	・家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉に関する相談に対応します。	家庭児童相談員の配置	家庭において、子育てに不安や悩みを抱える保護者等の相談対応や家庭訪問を行う。	家庭児童相談員を配置し、相談事業を実施。	9,353	子育て支援課
	・介護保険サービスや高齢者福祉サービスに関する情報の提供、相談・助言を行います。	介護保険事業の情報提供	直営型のみあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する情報の提供、相談・助言を行う。	直営型のみあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する情報の提供、相談・助言を行う。	—	高齢福祉課
	・妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。	産前産後サポート事業	育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問により相談・助言指導を実施する。	産前産後サポート事業	99	健康推進課
	・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。	養育支援訪問事業	育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問により相談・助言指導を実施する。	養育支援訪問事業	198	健康推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。	地域生活支援事業	障がいのある人やその家族からの相談の充実を図ります。	障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施する。	19,690	社会福祉課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 地域における人権尊重の環境づくり						
① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。	・広報紙や啓発パンフレット、市公式ウェブサイトなどをはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業所に対して人権啓発を推進します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報・市公式ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間」特集号 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・啓発冊子を市内公共施設等に配布するとともに、最新の人権状況を踏まえた情報の提供に努める。 ・市公式ウェブサイトの内容の充実に努める。 ・啓発パンフレット 人権週間特集号38,000部(各戸配布) 人権講演会、市内小中学校 ・人権まんが冊子1,000部(市内小学6年生) ・懸垂幕の掲示(人権週間) ・啓発冊子の購入 ・ビデオライブラリーの周知拡大	1,071	人権推進課
	・市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画上映会やパネル展示、講座などを開催します。	人権ふれあいセンターで人権映画上映会の開催	人権に関する映画会を開催して啓発。	夏休み期間に実施予定	—	人権推進課
	・人権講演会において、中学生による人権作文の発表を行います。	人権講演会開催事業	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	海部地区人権教育講演会 日時：令和4年8月5日(金) 午後2時～4時 講師：弁護士 仲岡 しゅん氏 演題：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題 会場：基目寺公民館大ホール 人数：800名	330	学校教育課
	・市民に人権尊重の大切さを考えるきっかけづくりの場となる海部地区人権教育講演会を開催します。	人権講演会開催事業	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	海部地区人権教育講演会 日時：令和4年8月5日(金) 午後2時～4時 講師：弁護士 仲岡 しゅん氏 演題：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題 会場：基目寺公民館大ホール 人数：800名	330	生涯学習課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。	人権講演会開催事業	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	人権教育講演会 日時：令和4年11月27日（日） 午後1時～4時 講師：未定 演題：ハンセン病問題 会場：基目寺公民館大ホール 人数：800名	1,039	人権推進課
		市民人権講座開催事業	市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講座などの開催を推進する	市民人権講座 ①性的マイノリティ 日時：令和4年8月24日（水） 場所：人権ふれあいセンター ②部落差別（同和問題） 日時：令和4年10月18日（火） 場所：人権ふれあいセンター ③障がいのある人の人権 日時：令和5年3月中旬 場所：人権ふれあいセンター	60	人権推進課
	・商工会、法人会、事業所等に、人権教育・啓発の情報提供を行います。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	商工会、法人会等事業所に、講演会等への参加を呼びかけ、啓発の充実に努める。	—	商工観光課
② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。	・人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実に努めます。	地域交流講座開催事業	生活全体を踏まえての事業展開を図り、各種教室を通じての住民交流をより一層深める。	健康体操教室始め10教室を開催予定。	1,288	人権推進課
	・体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施します。	体験型・参加型学習の研究	ボランティア活動等多様な体験活動や参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムを実施します。	実施予定なし	—	人権推進課
	・偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実に努めます。	P T A や女性の会など社会教育関係団体への支援	P T A や女性の会など社会教育団体の求めに応じ、指導・助言を行っていく。	今後も地域での学習機会の提供に資するよう、求めに応じ指導・助言を行う。	—	人権推進課
	・偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実に努めます。	町内囑託員、民生・児童委員などとの連携強化	町内囑託員、民生・児童委員への情報提供や講演会への参加要請。	区長、民生・児童委員へ講演会等への参加要請を行い、参加していただく。	—	人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とするため、各種生涯学習講座を開催します。	生涯学習講座開催事業	生涯学習講座を開催し、学習の機会を提供する。	様々な内容、体系の講座を開催し、個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とする。	2,469	生涯学習課
③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。	・専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。	専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークの構築	国、県との連携を図り、情報収集に努め、開催する講座に取り入れていく。	愛知人権啓発活動ネットワーク協議会等に参加し、関係機関との連携を図り、情報収集に努める。	—	人権推進課
	・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修に職員を派遣します。	指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	市町村人権啓発指導者研修会等の研修会に参加し、資質向上を図る。	—	人権推進課
	・市内の教職員の人権意識向上・人権感覚を高めるための研修会を開催します。	指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	新任転任の教職員対象 人権意識を高める研修会 日時：令和3年8月26日（金） 会場：人権ふれあいセンター 午後2時～3時15分予定 講師：人権推進課長 あま市小中学校人権教育研究会 研究主任 演題：未定 参加人数：50名予定	—	学校教育課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。	・人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員等との連携	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施する。	人権教室 日時：令和4年8月上旬開催予定 あま市保育園人権教室 日時：令和4年10月17日（月） 場所：篠田、五条、新居屋保育園	56	人権推進課
	・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会を運営し、地域に密着した学校づくりを推進します。	民生委員・児童委員の連携強化	民生委員・児童委員が家庭と地域社会、行政が連携できるよう、意見交換を行う。	民生委員・児童委員と小中学校との連絡会を開催する。（七宝地区6校、美和地区5校、基目寺地区6校）	—	学校教育課
	・参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。	職場体験学習、福祉実践教室など、具体的な事例を活用した学習機会の充実	職場体験学習、福祉実践教室において、ボランティア活動への参加の仕方、心構えなどについて学習する。	各学校ごとに展開する。	—	学校教育課
	・民生委員・児童委員、家庭、地域、行政の連携強化を図り、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。	民生委員・児童委員の連携強化	民生委員・児童委員が家庭と地域社会、行政が連携できるよう、意見交換を行う。	小中学校との連絡会（七宝地区6校、美和地区5校、基目寺地区6校）に参加する。	—	社会福祉課
	・子育て支援課を中心に、保健センター、民生委員・児童委員をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭・地域を含めたトータルな子ども支援体制を構築します。	総合的な子ども支援の推進	あま市要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域、学校、庁内関係部署等関係機関が相互理解・相互扶助の下で連携・協力し相談・支援機関としての体制強化を図る。また、子ども支援について専門性を持った機関として組織で支援する体制を構築するため「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指す。	あま市要保護児童対策地域協議会実務者会議を月1回開催予定。また、「子ども家庭総合支援拠点」を上半期迄に設置予定。	—	子育て支援課
	・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。	地域コミュニティづくりの推進	コミュニティ推進協議会が主体となり、地域に住む人々が当事者意識を持って、地域の課題解決に取り組むことができるような組織づくりを進める。	令和4年度当初において、市の補助金交付対象となりうるコミュニティ団体は、16団体設立されている。	2,320	企画政策課
	・中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ平和体験学習派遣事業を実施します。	平和体験学習派遣事業	平和推進事業の一環として中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶことを目的として実施する。	【予定日】 8月15日（月）～16日（火）	684	企画政策課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

※予算額欄：当該施策に係る額が特定できないもの「-」。

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実						
① 就学前教育の充実を図ります。	・子どもと親が人権尊重意識を高めるため、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。	人権保育の推進	あま市人権保育指針に基づく取り組みを推進する。人権保育実践編を基に実践的に取り組むことができるよう、人権委員会が中心となり事例提案・検討等を実施する。	人権保育指針に基づき、「一人一人の子どもをたいせつにする保育」を目標に・検討を行い、人権保育の実践の推進を図る。	-	子育て支援課
	・幼稚園、保育園、認定こども園において、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。	幼児教育の推進	人権尊重の精神を築くよう、文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実する。	文化や行事に触れる活動、飼育栽培等を保育活動に取り入れていくと共に教材検討を行う。個々の発達の特性を十分に踏まえた保育を実施する。	-	子育て支援課
	・関係機関や各課と協力し、就学前相談の充実を図ります。	幼児教育の推進	人権尊重の精神を築くよう、文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実する。	関係機関や各課と協力し、就学前相談の充実を図る。	-	学校教育課
② 学校教育の充実を図ります。	・児童生徒等の発達段階に応じて、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。	人権教育に関する教育カリキュラムの検討	あま市小中学校人権教育研究会において、人権教育推進のための指導資料の作成、人権教育研究を推進する。	人権教育のための系統的なカリキュラムを作成。修正を検討する。	-	学校教育課
	・児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。	人権教育に関する教育カリキュラムの検討 (再掲) I-2-(1)-②	あま市小中学校人権教育研究会において、人権教育推進のための指導資料の作成、人権教育研究を推進する。	人権教育のための系統的なカリキュラムを作成。修正を検討する。	-	学校教育課
	・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。	こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図る。	-	学校教育課
	・気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。	参加体験型学習の充実	ロールプレイング、シュミレーションなどの学習形態を取り入れ、主体的に授業に参加することで実践的態度を培う。	道徳や総合学習の時間等で、主体的に授業に参加できるよう、ロールプレイング、シュミレーション等の手法を取り入れた授業を進める。	-	学校教育課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。	・不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実を図ります。	教育相談センターの充実	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	児童生徒・保護者等のいじめ・不登校等の諸問題に早期対応できるよう、教育相談支援員を直接学校へ派遣するなど、教育相談センターを中核とした相談活動の整備を進める。「子どもの自立を支える親の会」を年5回開催し、不登校の深刻な子どもが周りにつながるよう支援を進める。	17,033	学校教育課
④ 人権教育・保育の充実を図ります。	・各課と連携し、人権教育・保育の充実を図ります。	人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	あま市保育園人権教室 日時：令和4年10月17日（月） 場所：篠田、五条、新居屋保育園	56	人権推進課
	・花を育てる体験を通じて、生命の尊さを実感し、人の思いやり、心の優しさを育む人権の花運動を実施します。	人権の花運動の実施	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	咲かせよう人権の花運動 日時：11月予定 場所：甚目寺西小学校	124	人権推進課
	・人権擁護委員による保育園人権教室を実施します。	人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施	人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を通して、人権教育・保育の充実を図る。	「あま市保育園人権教室」を篠田保育園・五条保育園・新居屋保育園にて実施予定。	—	子育て支援課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 保育者、教職員の資質向上を図る研修の充実						
① 保育士、教職員の指導力の向上を図ります。	・教職員の資質向上のため、研修を充実します。	教員の資質向上	教員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・教育7Dハイザーの派遣 ・教員研修「教師力パワーアップ講座」の実施	あま市の教職員の資質・力量の向上のために、「Ama Teachers college～ステップアップ教師カ～」と題して、全11回実施予定。その他に、特別研修を全2回実施予定。	122	学校教育課
	・教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行うALTなどのスクールサポーターの充実に努めます。	スクールサポーターの充実	教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う非常勤や退職教員、ALTなどの派遣を充実する。	必要に応じて同程度の配置を行う。	96,632	学校教育課
	・若い教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。	初任者等研修体制の整備	教員としての資質・指導力を向上させるため、初任者等に対する研修体制を充実します。	年間3回の初任者研修を実施し、特に11月24日(水)に実施する初任者研修では、「道徳の授業とは」と題した研修を実施し、道徳教育の充実を図り、人権教育を進める。	—	学校教育課
	・人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。	あま市人権教育研究会の研究推進委員会	人権教育に関する資料収集と啓発に努める。	研究推進委員会を開催し、各校の人権教育の取組について意見交換を行う。年度末に学校での取組をレポートにまとめ、研究紀要の作成する。	—	学校教育課
	・保育者の資質や力量を向上させるため、研修を充実します。	保育士研修開催事業	保育士の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。	令和4年度研修計画により職員人権研修・救急法指導研修・療育研修・感染症研修・造形研修・わらべうた研修等についての研修を実施予定。	—	子育て支援課
	・海部地区人権教育講演会の開催を通じ、教職員及び市民の人権に対する意識を高めます。	人権講演会開催事業(再掲) I-2-(2)-①	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	海部地区人権教育講演会 日時：令和4年8月5日(金) 午後2時～4時 講師：弁護士 仲岡 しゅん氏 演題：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題 会場：基目寺公民館大ホール 人数：800名	330	生涯学習課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(3) 家庭・地域との連携強化						
① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。	・教育人材バンクを設置して、地域の人材を登録し、各学校における地域の人材活用を促進します。	教育人材バンクの設置	市内の小・中学校で地域の方々に様々な側面から学校を支援していただくことにより、「生きる力」を育む児童・生徒の育成を図る。	各学校における地域人材活用の促進を進めるため、「教育人材バンク」の充実に努める。	—	学校教育課
	・スクールカウンセラーを設置し、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。	スクールカウンセラー設置事業	いじめ、不登校その他の生徒の問題行動等への対応に資するためカウンセラーを設置し、教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行う。	県・市のスクールカウンセラーと連携を図っていく。	—	学校教育課
	・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。	職場体験活動の推進	中学生の勤労観、職業観を育成するとともに、学びを支え、生き方を考えさせる。	「キャリアスクールプロジェクト」推進事業によりキャリア教育を進める。正しい職業観を養うようにする。	—	学校教育課

3 職場における人権教育・啓発の推進

※予算額欄：当該施策に係る額が特定できないもの「-」。

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実						
① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。	・企業等に対して啓発パンフレット等を配布し、人権教育・啓発の支援に努めます。	パンフレットの配布などによる啓発	商工観光課と連携を図りながら、商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレットを配布し、啓発を行う。	商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレット等を配布し、啓発の充実に努める。	-	人権推進課
	・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。	広報、市公式ウェブサイトなどによる啓発	広報、市公式ウェブサイトなどを通して、意識啓発を行っていく。	市公式ウェブサイトにおいて個人情報、情報管理に関する啓発を図る。	-	人権推進課
	・パンフレット、市公式ウェブサイトなどにより、地元産業や企業などを紹介します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレットを配布し、啓発を行う。	商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレット等を配布し、啓発の充実に努める。	予算を伴わない	商工観光課
	・商工会と連携し、啓発の充実に努めます。	人権に関する講演会等の情報提供及び参加呼びかけ	商工会、法人会等事業所に、講演会等の案内をし、参加を呼びかける。	商工会、法人会等事業所に、講演会等への参加を呼びかけ、啓発の充実に努める。	予算を伴わない	商工観光課
(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり						
① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。	・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。	パンフレットの設置などによる啓発	ハローワークとの連携を取りながら、パンフレットの設置などにより制度の周知を行う。	公正採用選考に関するパンフレットを市庁舎、商工会に配置し周知する。	-	人権推進課
	・就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知を行う。	「男女雇用機会均等法」及び関係法令等の内容について、市公式ウェブサイトを通じて情報提供をしていく。	予算を伴わない	商工観光課
	・巡回労働相談や社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。	広報、市公式ウェブサイトや商工会を通じて広く募集する。	雇用する労働者の休業・雇用等の問題、年金相談や労使間のトラブル、労働条件の整備などについて、申出のあった相談企業（事業者）へ社会保険労務士を派遣して、問題解決に向けたサポートをする。	巡回労働相談 開催日：毎月第2木曜日 派遣労働相談 開催日：随時	120	商工観光課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(3) 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進						
① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。	・より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の人権に関する講演会などへの参加促進を図り、人権尊重の視点に立った市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。	市職員の講演会などへの参加促進	人事秘書課と連携をとりながら、研修等に積極的に参加し、市職員の意識の高揚を図る。	人権講演会等への参加呼びかけをし、市職員の人権意識の高揚を図る。		人権推進課
	・市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、研修や学習機会を一層充実します。	人権施策推進本部員・幹事人権研修	人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	・人権施策推進本部員・幹事会人権研修(年2回) それぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。 ①愛知県人権条例について 日時：令和4年7月27日(水) 場所：本庁舎 対象職員：課長以上 ②インターネットによる人権侵害について 日時：令和5年1月25日(水) 場所：総合福祉センターすみれの里 対象職員：課長以上		人権推進課
		人権施策推進本部会員人権研修	人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	・人権施策推進本部会員人権研修(年2回) 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、あま市人権施策推進本部会員が職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。 ①人権全般 日時：令和4年12月14日(水) 場所：甚目寺庁舎 対象職員：人権施策推進本部会員(主幹以下) ②SDGsについて 日時：令和5年3月16日(木) 場所：総合福祉センターすみれの里 対象職員：人権施策推進本部会員(主幹以下)		人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
		職員人権研修	人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	・職員人権研修（年3回） 市職員がそれぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。 ①子どもに関する人権について 日時：令和4年6月22日（水） 場所：オンライン講義 ②部落差別（部落問題）について 日時：令和4年8月30日（火） 場所：人権ふれあいセンター ③インターネットによる人権侵害について 日時：令和5年2月28日（火） 場所：美和公民館 ※各研修受講人数は30人		人権推進課
		職員人権研修	人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を実施する。	・全職員を対象とした人権研修を実施する。 ・あま地区研修協議会が実施する階層研修の人権研修に職員を参加させる。 ・市独自に実施する新規採用職員研修において、人権研修を実施する。		人事秘書課
② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。	・教職員の資質向上のため、研修を充実します。	人権講演会開催事業 (再掲) I-2-(2)-①	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	海部地区人権教育講演会 日時：令和4年8月5日（金） 午後2時～4時 講師：弁護士 仲岡 しゅん氏 演題：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題 会場：甚目寺公民館大ホール 人数：800名	330	学校教育課
	・教職員及び市民に人権尊重の大切さを考えるきっかけづくりの場となる海部地区人権教育講演会を開催します。	人権講演会開催事業 (再掲) I-2-(2)-①	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	海部地区人権教育講演会 日時：令和4年8月5日（金） 午後2時～4時 講師：弁護士 仲岡 しゅん氏 演題：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題 会場：甚目寺公民館大ホール 人数：800名	330	生涯学習課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・保育者の資質や力量を向上するために、研修を充実します。	保育士研修開催事業 (再掲) 1-2-(2)-①	各種研修会の実施。	部落解放をめざす愛知研修会・自由同和会愛知県本部研修大会・人権問題県民講座・保育所職員研修・人権講演会・全国人権保育研究会・人権教育指導者研修会等に参加予定。	—	子育て支援課
③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育啓発を充実します。	・愛知県等が実施する障がいのある人の権利擁護と虐待防止に関する研修等の情報を市内障害福祉サービス事業所等に提供します。	人権に関する研修等の情報提供	プライバシーへの配慮、人格の尊重等、人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに、人権意識の高揚に向け、積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修等の情報提供などの支援を行う。	引き続き愛知県等の研修情報等の情報提供を行う。	—	社会福祉課
	・関係機関の代表者による虐待等防止ネットワーク協議会を開催します。	あま市虐待防止ネットワーク協議会幹事会の開催	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、関係者や関係機関との連携・情報共有を図る。	関係機関の代表者による虐待等防止ネットワーク協議会を開催する。あわせて関係機関の担当者による実務者会議を偶数月に開催する。	555	高齢福祉課
	・各種講座や職員人権研修に参加し、情報提供などの支援を行います。	人権に関する研修等の情報提供	プライバシーへの配慮、人格の尊重等、人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに、人権意識の高揚に向け、積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修等の情報提供などの支援を行う。	研修・事例検討会等に参加し情報提供などの支援を行う。	—	子育て支援課
	・市町村等人権啓発指導者研修会に参加し、情報提供などの支援を行います。	人権に関する研修等の情報提供	プライバシーへの配慮、人格の尊重等、人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに、人権意識の高揚に向け、積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修等の情報提供などの支援を行う。	市町村等人権啓発指導者研修会に参加し、その情報を課員に提供する。	—	健康推進課
	・消防団員に対し、人権講演会等への参加を呼びかけ、人権意識の高揚を図ります。	人権に関する研修等の情報提供	プライバシーへの配慮、人格の尊重等、人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに、人権意識の高揚に向け、積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修等の情報提供などの支援を行う。	消防分団長会議にて団員に、人権講演会への参加を呼びかけを行う。	—	安心安全課

4 人権擁護の推進						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 個人情報保護の体制強化						
① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。	・「あま市個人情報保護条例」の適正な運用のための助言、指導等を行い、個人情報の適切な管理体制を構築します。	個人情報保護のための意識啓発	あま市個人情報保護条例の適正な運用のための助言、指導等を行う。 ・個人情報保護制度の運用 ・個人情報保護審議会の開催	個人情報の適正な運用及び個人情報保護審議会の開催（令和4年7月1日）。	138	総務課
	・個人情報の悪用を防ぐための制度の周知に努めます。	あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知	住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人以外の第三者に証明書を交付したとき、事前登録者へ交付した証明書の種別等を通知する制度の周知。	制度の周知を図るため、1月の成人式にてチラシ配布、広報6・8・3月号に掲載。人権推進課が12月に発行する冊子に掲載。市公式ウェブサイトには常時掲載し、申込書もダウンロードできる。各種職員研修にて配布。	—	市民課
	・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	市職員の個人情報の取り扱いに対する職員研修の実施。	市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに職員研修による個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	新規採用職員を中心としたインターネットを利用した「個人情報保護」に関する職員研修を7月から12月の間で実施する。	予算を伴わない	情報推進課
(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実						
① 様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。	・家庭内の問題や隣近所とのトラブル、いじめや差別など、様々な問題の相談に応じます。	人権相談事業	家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に人権擁護委員が応じる。	人権相談所（年12回） 人権擁護委員による人権相談を地区巡回して開催する。	—	人権推進課
		こまりごと相談事業	家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題など、生活上の相談に応じる。	こまりごと相談（年4回）開催予定	—	人権推進課
		広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌や市公式ウェブサイトにさまざまな人権問題に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努める。	人権問題の動向を把握し、必要に応じて広報、パンフレットにより周知・啓発を図る。	—	人権推進課
		・専門機関や関係機関などで構成する「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」で、虐待の発生防止、保護、支援体制について協議します。	あま市虐待防止ネットワーク協議会幹事会議の開催	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し関係者や関係機関との連携・情報共有を図る。	引き続き、あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、関係者や関係機関との連携・情報共有を図っていく。	—

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・虐待を発見した場合の通報義務の周知等、虐待対応マニュアルを実情に合わせて随時改訂し、運用します。	あま市高齢者虐待対応マニュアルの整備改訂、運用	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	高齢者虐待対応マニュアルを活用し、迅速に対応できる体制を維持していく。	—	高齢福祉課
	・高齢者虐待被害者の身体的及び精神的ダメージを軽減するため、一時的な入所施設をはじめとする関係機関と連携を図ります。	在宅老人短期保護事業	在宅の虚弱な老人が家庭において介護を受けることができない場合等に、介護保険施設等に一時的に保護する。	在宅老人短期保護事業を行うことにより、在宅の虚弱な老人とその家庭の福祉の向上を図る。	66	高齢福祉課
	・生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施します。	心配ごと相談事業 (社会福祉協議会)	生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施。	3地区で開催。	61	社会福祉課
	・身体などに障がいのある本人、家族に対しての相談支援を通じ、適切な相談機関やサービスにつなげます。	身体・知的・精神障害 (児)者相談事業(社会福祉協議会)	身体などに障がいのある本人、家族に対して親身に相談にのり、適切な相談機関やサービスに結びつける。	障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施。	164	社会福祉課
	・女性相談、母子家庭等相談を実施し、家庭生活を取り巻く様々な悩みごとなどに関する相談支援を総合的にを行います。	女性相談、母子・父子家庭相	豊かな知識を持つ女性相談員が悩みごとに対し問題解決に努める。また、母子父子家庭や寡婦の方が自立できるよう、子育てや就業といった生活の安定に関する相談等を総合的にを行う。	女性の様々な悩みごとに対して、女性相談員が問題解決に努める。	—	子育て支援課
	・女性へのDV防止や、DV被害者の保護・支援のため、各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行います。	DV被害者支援体制の充実	家庭児童相談員とDV担当者が連携し被害者の相談対応や支援を行う。また、あま市虐待等防止ネットワーク実務者会議を開催し各機関と連携を図る。	家庭児童相談員を配置し、DV担当者と連携し被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行う。	—	子育て支援課
	・虐待を発見した場合の通報義務を周知するとともに、関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めます。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	街頭啓発活動としてパンフレットや啓発物品の配布を行う。また、児童虐待に関する講演会の開催を予定。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載する。市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布する。	—	子育て支援課
	・消費者トラブル等についての相談に応じます。	消費生活相談	消費者トラブル等についての相談に応じる。	海部地域消費生活センターでの相談業務及び巡回相談を実施する。	2,365	商工観光課
	・地域における自殺予防対策を推進するため、ゲートキーパー養成研修を実施します。	ゲートキーパー養成講座	地域における自殺予防対策を推進するため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる相談者を養成し、自殺の防止を図る。	(年4回開催) 【開催日】 令和4年4月21日 令和4年9月 令和5年1月・2月(予定) 【場所】 基目寺総合福祉会館 【参加者】 一般市民、民生児童委員、市内調剤薬局薬剤師、市役所新規採用職員	60	健康推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・自殺の危険性が高い方の早期発見、早期対応を図るため、個別相談会を実施します。	こころの相談員による予約制の個別相談の実施	自殺を未然に防ぐため、自殺の危険性が高い方の早期の発見、早期対応を図る取り組みを行う。	相談実施者、対象者により相談会を分ける <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談 3回/年(甚目寺) ・精神科医による相談会 ・こころの相談室 随時(甚目寺) ・公認心理師による成人対象の相談会 ・心理相談 ・公認心理師による母子対象の相談会 24回/年(甚目寺) 12回/年(七宝) 12回/年(美和)	120	健康推進課
	・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。	虐待等に関する相談・通報事業	児童、高齢者、障がい者、配偶者等への虐待等に関する相談・通報を受け付ける。	子育て支援課、児童相談所等と連携し、ネグレクトや虐待に関して注意を促す学校支援会議を開催した。	—	関係各課

II 重要課題と取組の方向性（分野別施策）

1 女性						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 男女の人権の尊重						
① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。	・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。	「あま市男女共同参画推進条例」の周知	強調月間等、適時で各種媒体を用いて周知する	・市公式ウェブサイトで周知する ・強調月間等にパネル展示して周知する 学習資料を作成し、市内小学校5年生を対象に配布し、周知する。	235	人権推進課
	・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、市公式ウェブサイトなどの各種媒体により啓発します。	「男女共同参画週間」の周知	「男女共同参画週間」を周知する ・広報誌 ・市公式ウェブサイト ・パネル展	「男女共同参画週間」を周知する ・広報あま6月号 ・市公式ウェブサイト ・パネル展（6/11～6/29 美和文化会館）	—	人権推進課
	・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成を図るための啓発活動を実施します。	固定的な性別役割分担意識や慣行を見直すための講座等の開催	家事等実践講座を開催する	家事等実践講座を開催する ・9/3（土）美和公民館 ・テーマ：性別に関わらず防災にも役立つ簡単調理を学ぶ	67	人権推進課
		図書館における関連図書、資料の情報提供	各関係機関からの発行資料を図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図る。	各関係機関からの発行資料を図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図る。	—	生涯学習課
	・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	男女共同参画講演会、パネル展、セミナー等の開催。	・男女共同参画講演会 実施予定なし ・男女共同参画映画上映会 6/11日（日） ・パネル展（6/11～6/29） ・サテライトセミナー 実施予定	—	人権推進課
		男女共同参画をテーマとした講座の開催	男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供する。	パソコン講座やスマホ・タブレット講座を開催し、男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供する。	2,469	生涯学習課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり						
① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。	・働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの必要性についての情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスについての情報提供	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	ワーク・ライフ・バランスについての情報提供 ・市公式ウェブサイト ・チラシの設置	—	人権推進課
	・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。	延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常保育時間を超えた保育を実施する。	実施箇所数 全12か所	—	子育て支援課
		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	設置 27か所	—	子育て支援課
		放課後子ども教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図る。市内の小学校を利用して実施。	12小学校、年間13回	9,414	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業	大治町と合同で、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを地域の中で行う住民参加型の組織であり、その会員同士の連絡及び調整を行うとともに、会員への講習を行う事業。	・会員数1,003名 (あま市738名、大治町265名) ・活動件数2,017件 (あま市1,656件、大治町361件、内両住民による援助活動件数198件) ・援助会員養成講座10回 ・依頼会員登録説明会14回 ・活動報告・スキルアップ研修1回 ・交流会1回 ・情報交換会1回 ・会報誌発行2回 ・インスタグラムも活用しPRする。	8,647	子育て支援課
		一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、一時的に保育を行う事業。	実施箇所数 4か所	—	子育て支援課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
		低年齢児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、低年齢児の保育を実施。	産休明けから実施 4か所 満6か月から実施 2か所 満10か月から実施 6か所	—	子育て支援課
		育児休業明け予約事業の実施	出産、育児休業後スムーズに復職できるように、育児休業あけ予約事業の実施。	令和2年度途中に保護者が育児休業から復職する児童の保育所等途中入所予約を受け付ける。	—	子育て支援課
		病児・病後児保育事業の実施	保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で病気または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的にお預かりする。	実施箇所数 2か所	20,649	子育て支援課
	・ひとり親家庭への就業支援を充実します。	母子・父子自立支援員の配置	母子・父子家庭の就業に関する相談等に対応する。	母子・父子自立支援員にて対応し、自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施する。	2,441	子育て支援課
	・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの周知・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体と連携を図りながら推進します。	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知。	国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備等を情報提供する。	予算を伴わない	商工観光課
	・事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。	特定社会保険労務士による派遣労働相談	事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じる。	商工会の協力を仰ぎながら派遣労働相談を実施し、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進する。	120	商工観光課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援						
① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。	・DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。	DVやセクシュアル・ハラスメントについての情報提供	DVやセクシュアル・ハラスメントについての情報提供 ・市公式ウェブサイト ・チラシの設置、ポスターの掲示	DVやセクシュアル・ハラスメントについての情報提供 ・市公式ウェブサイト ・チラシの設置、ポスターの掲示	—	人権推進課
	・あま市DV防止計画を推進します。	DV防止啓発活動	DV防止運動期間(11/12~11/25)を中心に啓発活動をする	DV防止運動期間(11/12~11/25)パネル展、パープルライトアップ	—	人権推進課
② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。	・女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。	DV被害者の安全確保と一時保護の実施	DV被害者の安全確保と相談、指導、自立支援等を行う。また、DV相談に関する窓口のワンストップ化を図る。	家庭児童相談員を配置し、DV担当者と連携し被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行う。また研修会に参加し、相談員の資質向上を図る。	—	子育て支援課
		女性相談担当者会議による情報共有	女性相談担当者会議による情報共有と連携強化を図る。	県主催の担当者会議に積極的に参加し、情報共有と連携強化を図る。	—	子育て支援課
	・被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めます。	虐待等防止ネットワーク協議会の開催	被害者の安全確保や自立支援等を迅速に行うため、各機関とのネットワーク強化に努め情報の共有化等支援体制の整備を図る。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及びあま市虐待等防止ネットワーク実務者会議の開催を予定。	—	子育て支援課
	・労使間のトラブル、待遇問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県と連携して相談に応じます。	労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所(分庁舎含む)で相談に応じる。	予約制で月1回本庁舎で県から派遣された専門員による相談窓口を開設する。	予約制で月1回本庁舎で県から派遣された専門員による相談窓口を開設する。	予算を伴わない	商工観光課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(4) 女性のエンパワーメント						
① 意思決定機関への女性の参画を促進します。	・女性委員の積極的登用を関係各課へ働きかけ、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進します。	・女性委員の登用状況の定期的な調査・公表 ・庁内関係各課へ女性委員の積極的登用を促進	・すべての審議会等の女性の登用人数を調査し市公式ウェブサイトで公表する ・女性委員の積極的登用を関係各課へ働きかける	・すべての審議会等の女性の登用人数を調査・公表する ・人権施策本部会議等の機会に女性委員の積極的登用を呼びかける	—	人権推進課
	・積極的に社会へ参画している女性を発掘し、男女共同参画の推進を担う人材育成を図ります。	男女共同参画人材育成セミナーに受講生を推薦	男女共同参画人材育成セミナーに受講生を推薦する	男女共同参画人材育成セミナーに受講生を推薦する 令和4年度は人材調査(令和3年度推薦済み 次回推薦令和6年度)	—	人権推進課
	・市役所における女性職員の管理職登用(ポジティブ・アクション：積極的改善措置)を促進します。	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクションの実施	市役所における女性職員の管理職登用を促進する。	女性職員の能力や適性を考慮し、管理職に登用する。	予算を伴わない	人事秘書課
	・女性の社会参画を促進するための社会教育を充実し、地域社会の発展を図ります。	男女共同参画社会づくり推進活動支援	あま市女性の会に対し補助金を交付することにより、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図る。	補助金を交付することにより、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図る。	200	生涯学習課
② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。	・女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための取組の情報提供を充実します。	・女性が働きやすい環境づくりについての情報提供 ・女性の再就職のためのセミナー等の開催	・女性が働きやすい環境づくりについて情報提供する ・女性の再就職のためのセミナー等を開催する	・市内の身近な女性を市民記者により情報発信する女性活躍情報誌を発行 市民記者8名(一般2名、学生6名) 全戸配布 38,000部 ・セミナーは開催しない	535	人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(5) 生涯を通じた健康支援						
① 心とからだの健康づくりを支援します。	・男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患の予防・早期発見を図るため、健康教育やパンフレットの配布による情報提供や、健康相談を通して正しい知識の普及を図る。	乳がん検診時に自己検診指導を行う。 甚目寺 6回/年 七宝 12回/年 美和 12回/年	126	健康推進課
	・健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。	健康増進事業の推進	健康相談や出前講座において、健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行う。	・健康相談（随時） ・栄養相談（随時） ・出前講座（随時）	—	健康推進課
② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。	・女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。	母子保健事業の推進	・妊婦・産婦の心配・不安に対する助言をし、産後は児の成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援する。 ・保健指導や育児支援が必要と思われる妊産婦や乳幼児を対象に子育て相談や家庭訪問による相談・助言指導をする。	甚目寺保健センター 24回/年 七宝保健センター 12回/年 美和保健センター 12回/年	847	健康推進課
	・女性に特有のがんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。	女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供	女性に特有のがんである子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の受診の必要性について、情報提供、普及啓発に努める。	・乳がん検診、子宮がん検診 ・乳がん、子宮がん無料クーポン対象者へのクーポン送付時、がん検診手帳を同封する。 ・成人式や、乳幼児健診の保護者に、子宮がん検診啓発リーフレットを配布。	22,185	健康推進課
	・要保護女子等に、生活相談など自立に向けた相談に応じ、悩みごとの解決を図ると共に、必要に応じ適切な保護を行います。	女性家庭相談員の配置	豊かな知識や経験を持つ女性相談員が女性の様々な悩みごとに対して問題解決に当たる。	家庭児童相談員を配置し、女性の様々な悩みごとに対して、問題解決に努める。	—	子育て支援課
	・母子等の人権を尊重し、経済的、精神的安定と自立を図ります。	家庭児童相談員、母子・父子自立支援員の配置	家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員が就業等の支援により相談者の自立を図る。	家庭児童相談員と母子・父子自立支援員を配置し、母子等の経済的及び精神的安定と自立に向け就業等の相談を実施する。	—	子育て支援課

2 子ども						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 子どもの権利に関する意識の向上						
① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。	・子どもが権利の主体として尊重されるよう、子どもの人権について理解を深めるための啓発を行います。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知	「子どもの権利条約」を周知させるため、パンフレットを配布するなどの周知に努める。	広報紙や市公式ウェブサイトに子どもの人権に関する啓発記事を掲載し人権尊重意識の普及高揚に努める。	—	人権推進課
	・「児童福祉週間」を周知・啓発し、関連事業を実施します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知	「児童福祉週間」を周知させるため、パンフレットを配布するなどの普及啓発に努める。	・広報紙や市公式ウェブサイトに児童福祉週間に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 ・関係課と連携を取るとともに、窓口でのパンフレットの配置等による周知に努める。	予算を伴わない	子育て支援課
	・ヤングケアラーについて、社会的認知度の向上を図り、早期発見、適切な支援につなげます。	ヤングケアラーについての周知	「ヤングケアラー」に関するパンフレット等を学校や公共施設等に配布し周知を図る。	市啓発パンフレットの作成及び配布予定	—	子育て支援課
	・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいやす機会の提供に努めます。	「市長と語ろうあま市の未来」の開催	市内小中学校の児童生徒と市長が交流を図る。	市内小中学校を訪問する。	—	学校教育課
	・子育て中の親に対する情報提供や、学習講座の開催など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。	幼児期家庭教育講座	幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ機会を提供する。	子育ての不安を解消する方法、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ幼児期家庭教育講座等を開催すると共に、親同士の交流を図る。	275	生涯学習課
	・市長が小中学校を訪問し、児童生徒の質問や疑問に答えるとともに、市の現在や未来について意見を交換し、市政運営にいかします。	「市長と語ろうあま市の未来」の開催 (再掲) I-2 (1) -①	市内小中学校の児童生徒と市長が交流を図る。	市内小中学校を訪問する。	—	企画政策課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり						
① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。	・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。	子育て支援センター事業 (再掲) I-1 (1) -③	おもに子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター内に子育て支援センターを設置し、各種の子育て支援等を行う。	七宝・美和・基目寺子育て支援センターにて継続。	—	子育て支援課
		地域子育て支援拠点事業	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	保育所・子育て支援センター・つどいの広場にて実施。	—	子育て支援課
		保育所の園庭開放の推進	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	実施保育園 公立9園	—	子育て支援課
		児童館事業	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、自主性や社会性を身につけられるように取り組む。 児童館6か所 児童厚生員 各館2~4名	—	子育て支援課
		子育て支援ネットワーク会議の開催	子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援の情報・意見交換会を行う。	子育て支援団体との情報交換をする。	—	子育て支援課
		・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。	教員の資質向上 (再掲) I-2 (2) -①	教員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・教育アドバイザーの派遣 ・教員研修「教師力パワーアップ講座」の実施	あま市の教職員の資質・力量の向上のために、「Ama Teachers college～ステップアップ教師力～」と題して、全11回実施予定。その他に、特別研修を全2回実施予定。	122
・福祉体験学習の実施を通じ、様々な障がいに対する子どもの理解を促進します。	福祉体験学習の実施	福祉体験学習(車椅子、白杖、アイマスク等)を実施する。	今年度も引き続き、体験型のワークショップを実施予定。	—	学校教育課	

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会を提供します。	エコきつず調査隊	子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会を提供する。	子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会として、「エコきつず調査隊」を3回開催予定。	13	生涯学習課
	・保護者の心配・不安に対する助言、子どもの成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援します。	子育て相談事業 (再掲) I-1 (1) -③ 産前産後サポート事業 (再掲) I-1 (1) -③	保護者の心配・不安に対する助言、成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援する。 育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による相談・助言指導を実施する。	甚目寺保健センター 24回/年 七宝保健センター 12回/年 美和保健センター 12回/年 随時	748	健康推進課
	・育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に、家庭訪問による相談・助言指導を実施します。	子育て相談事業 (再掲) I-1 (1) -③ 養育支援訪問事業 (再掲) I-1 (1) -③	保護者の心配・不安に対する助言、成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援する。 育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による相談・助言指導を実施する。	甚目寺保健センター 24回/年 七宝保健センター 12回/年 美和保健センター 12回/年 随時	847	健康推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(3) 人権教育（保育）の充実						
① 人権教育（保育）を推進します。	・保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切にすることを育てる保育」の推進に努めます。	保育所保育指針に基づく人権保育の推進	人権を大切にすることを育てる保育の推進を図ることを目的として、子どもの人権を深く理解をして保育内容をより充実させる。	人権委員会（保育園長代表2名＋各園1名参加）・・・人権保育指針に基づき、事例検討・公開保育等を通して保育内容の充実を図る。各保育園において、実践・検討を通し人権保育の促進を図る。		— 子育て支援課
	・保育者が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育者の研修の充実を図り、人権に対する基本的な考え方を保育にいかすように努めます。	保育所職員研修開催事業	各種研修会の実施	研修会を実施予定		— 子育て支援課
	・保育園において、人権擁護委員による園児とのふれあい会を実施します。	園児とのふれあい会の実施	保育園において、人権擁護委員による園児とのふれあい会の実施。	実施予定なし		— 人権推進課
② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。	・子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。	子育て支援センター事業（再掲）I-1(1)-③	主に子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター、七宝高齢者生きがい活動センターを開放し、各種の子育て支援等を行う。	七宝・美和・基目寺子育て支援センターにて継続。		— 子育て支援課
	・子育て支援サービスの利用者の生活実態や意向を踏まえたサービスの提供体制を整備します。	地域子育て支援拠点事業	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	保育所・子育て支援センター・つどいの広場にて継続。		— 子育て支援課
	・児童クラブにおいて、人権擁護委員による人権教室を開催し、人権に対する理解を深めます。	人権教室の実施	人権擁護委員による人権教室	人権教室 日時：令和4年8月上旬開催予定	56	人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援						
① 児童虐待の防止への取組を推進します。	・児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。	児童虐待防止に関する普及・啓発	啓発物品の配布や市公式ウェブサイトへの掲載により児童虐待防止に関する啓発や周知を行う。また、「ヤングケアラー」についても周知を図る。	虐待防止に関する啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布予定。また、「ヤングケアラー」に関するパンフレット等を学校や公共施設等に配布し周知を図る。	—	子育て支援課
	・あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議において各担当の事例（児童・高齢者・障がい者・DV等）を研究し、活用できる体制を整備します。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会による児童虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議において、事例検討等を行いながら対応についての協議や情報共有を図る。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び同実務者会議を開催予定。	—	子育て支援課
	・あま市要保護児童対策地域協議会を開催し、被虐待児童の早期発見・対応を可能とする体制を整備します。	要保護児童対策連絡協議会の運営	あま市要保護児童対策連絡協議会を開催し、事例等について協議や情報共有を図ることで連携して対応を可能とする体制強化を図る。	あま市要保護児童対策連絡協議会及び同実務者会議を開催予定。	—	子育て支援課
	・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止に努めます。	こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業	出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止に努める。	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）を実施	640	健康推進課
② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。	・スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話しあう機会を提供します。	スクールカウンセラー設置事業	いじめ、不登校その他の生徒の問題行動等への対応に資するためカウンセラーを設置し、教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行う。	県・市のSGと連携を図っていく。	—	学校教育課
	・引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。	関係機関との連携	学校、教育相談センター、児童相談所等の関係機関との連携。	緊急ケース会議を行ったりすることで、関係機関との連携を図る。関係者会議を開催し、連携を図る。	—	学校教育課
	・「あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。	関係機関との連携	学校、人権擁護委員、児童相談所、子育て支援課等の関係機関との連携。	市内17校で行ういじめ・不登校対策協議会の日に行うことで、いじめ・不登校対策協議会と連携を図る。	—	学校教育課

3 高齢者						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 高齢者に対する理解の普及						
① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。	・市民が高齢者の人権について理解を深めるために、パンフレットなどによる啓発を充実します。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図る。	—	人権推進課
		社会福祉施設における人権啓発活動	社会福祉施設に人権擁護機関が出向いて、社会福祉施設の入所者、職員を対象に特設人権相談所を開設するとともに人権啓発を行う。	人権擁護委員による社会福祉施設訪問事業	—	人権推進課
	・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成、認知症の方の地域見守り協力者の登録や活動を推進します。	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	昨年度コロナ禍で開催が中止となった市内中学校の新2年生を対象に実施予定。また一般市民や各種団体等については、コロナ禍の状況を十分に勘案した上で随時開催していく。	267	高齢福祉課
		認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動を行う。	引き続き認知症のパンフレットにより、広報・啓発を行い、サポーターのフォローアップを推進していく。	142	高齢福祉課
	・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。	異世代間の相互理解と交流の促進	異世代間交流など、高齢者と子どもたちが互いに学びあい、教えあう機会や場の充実。	教育人材バンクを活用し、外部講師の活用を進める。	—	学校教育課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 安心して暮らすための支援						
① 利用者本位の福祉・介護サービス等の提供を充実します。	・高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。	ネットワーク会議の開催	地域包括支援センターが主体となり、ネットワーク会議を開催する。	行政・民間・地域等が連携していけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。	2,703	高齢福祉課
		ICTを活用した医療と介護サービスの連携	地域包括ケアシステムの構築	登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	2,640	高齢福祉課
	・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。	高齢者在宅福祉サービスの充実	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	各種高齢者在宅福祉サービスを実施していく。	12,024	高齢福祉課
		家族介護支援事業	要介護者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術を習得する内容の教室や、介護者相互の交流会等を開催する。	介護用品支給事業、介護教室等を開催し、要介護者等の維持・改善に努めていく。	1,280	高齢福祉課
	・あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に訪問調査	民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・重度障がい者を対象に訪問調査。高齢者・障害者台帳（緊急時の連絡先や健康状態等の記録）の作成及び確認をし、災害時の要援護者支援にも活用する。	既登録者の情報更新と新規対象者の台帳作成を実施する。	—	高齢福祉課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、虐待等を防止するネットワークの充実を図ります。	あま市高齢者虐待対応マニュアルの整備活用・あま市虐待等防止ネットワーク協議会の設置	高齢者虐待対応マニュアルを活用し、迅速に対応できる体制を敷く。あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、関係者や関係機関との連携・情報共有を図る。	高齢者虐待対応マニュアルを活用し、迅速に対応できる体制を維持していく。あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、関係者や関係機関との連携・情報共有を図っていく。	—	高齢福祉課
	・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支えあいの体制づくりを推進します。	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と生活支援体制整備協議体の設置	生活支援コーディネーターを配置し生活支援・介護予防の充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、社会資源の開発やネットワーク化を図る。生活支援体制整備協議体を設置し多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する。	第1層協議体の企画・運営を実施し、生活支援コーディネーター業務と第2層以下の協議体の企画・運営についてはあま市社会福祉協議会に委託とする。	8,134	高齢福祉課
	・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括支援ケアシステムをさらに深化・推進します。	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の実施	高齢者が、介護が必要になった場合でも住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するために在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業を展開する。	地域包括ケアシステムの深化推進を図っていく。	—	高齢福祉課
	・介護予防事業の場を通じ、高齢者の心身の健康増進を図ります。	介護予防運動教室の充実	緊急医療情報キット配布（平成23年度開始事業） はつらつクラブ、ワクワクからだ教室の実施 笑って元気スクール：フレイル予防教室の実施	緊急医療情報キットの随時配布 介護予防運動教室 一体化事業開催場所でフレイル予防教室の実施	1,830	健康推進課
	・地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進など、様々な支援を行います。	ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを専任で配置する。	社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを専任で配置し、ボランティア活動の充実を図る。	13,434	社会福祉課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	<p>・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制を整備します。</p>	<p>地域共生社会の実現、重層的支援体制整備、多機関協働</p>	<p>地域共生社会の実現、重層的支援体制整備、多機関協働といった、新しい地域づくりに向けた取組を展開するに当たり、その体制を整える。</p>	<p>地域共生社会の実現、重層的支援体制整備、多機関協働に向け、福祉部のほか、関係各課と事務調整会議（仮称）を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>社会福祉課</p>

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(3) 高齢者の生きがい活動への支援						
① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。	・老人クラブ活動の充実を図ります。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	引き続き単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	10,974	高齢福祉課
	・高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が培った知識と経験を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開します。	シルバーカレッジ事業	高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を生かし、地域発展の一助となるための事業を展開する。	60歳以上の市内在住・在勤者を対象にシルバーカレッジを開校し、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を図る。	3,067	生涯学習課
	・高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、活動や交流ができるよう支援します。	教養講座開催事業	老人福祉センターでの教養講座や趣味の講座の充実を図るとともに地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援する。	ペン習字教室始め8教室を開催予定。	1,022	人権推進課
		地域施設等の活用 生涯学習の場の確保	高齢者を対象とした講座を開催し、多くの高齢者が地域施設を活動の拠点としていただくために、事業を展開する。	筋力アップクラブ(転倒骨折予防事業)を年4回、なかよし昼食会(食生活改善事業)を年2回開催する。	110	人権推進課
			高齢者が興味・関心を示すテーマの講座を開催するとともに、公民館が多くの高齢者にとって活動の拠点となるための事業を展開する。	美和公民館講座にて「認知症予防のための脳トレ講座～クラシックギターをしよう～」を開催する。	50	生涯学習課
	・高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対する支援を行います。	地域スポーツ活動の推進と指導者・ボランティアの養成	高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対する支援を行う。	高齢者を対象としたスポーツ教室を開催し、地域スポーツ活動の推進を行う。	180	スポーツ課
	・男性高齢者を対象に、生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止のための講座を行います。	男性高齢者を対象とした料理教室の開催	生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止のための講座。	食生活改善推進員による男性料理教室(令和5年1月予定)	—	健康推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(4) 権利擁護の充実						
① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。	・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会や権利擁護センターと連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。	成年後見制度の活用促進	成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を行う。	成年後見制度に関するパンフレットによる制度の周知を図るとともに、新たに設置された権利擁護支援センターとの連携を行っていく。	—	高齢福祉課
		成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行っていく。	1,104	高齢福祉課
	・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知・啓発に努めます。	高齢者虐待に関する周知・啓発	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌等を通じて、周知と啓発を行う。	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌に掲載するとともに、市内3地区で街頭啓発を実施し、周知と啓発を行っていく。	226	高齢福祉課
	・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知・啓発に努めます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	329	高齢福祉課
		高齢者虐待防止マニュアルの作成 (再掲)	高齢者虐待対応マニュアルを作成し、迅速に対応できる体制づくりを推進する。	高齢者虐待の実情に適した内容に、高齢福祉係と直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター職員で検討会を行った上で、随時改訂していく。	—	高齢福祉課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。	・権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進します。	高齢者及び障がい者の成年後見制度の利用促進	権利擁護センターにおいて、成年後見制度に関する相談支援を行うほか、成年後見制度を広く周知するための講演会や研修会を実施する。また、市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成などの相談に応じる。	成年後見制度の利用促進につながるよう、広報・啓発活動を積極的に実施する。相談では、成年後見制度の一般的な説明のみならず、審判申立てするに当たっての必要書類や書き方を伝え、支援する。成年後見人等が就職したら終了するのではなく、本人や成年後見人等に対する支援も継続し、本人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する。	4,326	社会福祉課
	・社会福祉協議会地域包括支援センターと連携し、地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を充実します。	総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	高齢者やその家族に対して総合的な相談支援を行っていく。	—	高齢福祉課
	・地域包括支援センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための助言や情報提供を行います。	消費者被害未然防止のための情報提供等	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	消費者被害を未然に防ぐために、必要な助言をしたり、情報提供を行っていく。	—	高齢福祉課
	・消費者被害を未然に防止するため、必要な情報提供を行います。	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	消費者被害を未然に防止するため、海部地域消費生活センターの紹介など、必要な情報提供をする。	予算を伴わない	商工観光課
	・海部地域消費生活センターの巡回相談を実施し、消費者からの相談に対応します。	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	地域消費生活センターからの巡回相談を設置し、消費者の相談に対応する。	2,365	商工観光課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進						
① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。	・地域の道路・歩道の整備を推進し、高齢者が安全に移動できる環境づくりに努めます。	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備促進を行う。	道路、歩道の整備を行う。	170,000	土木課
	・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した建物などの整備を促進します。	建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進	公共施設等の建設を行う際には、条例に基づいた整備を推進する。	—	都市計画課

4 障がいのある人

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 障がいのある人に対する理解の普及						
① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。	・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報紙、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。	広報誌や市公式ウェブサイト等を通じて、障害者差別解消法の周知。	啓発パンフレットを各施設の窓口に配置し、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	—	人権推進課
	・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。	障がい者の人権に関する学習機会の充実	障がい者の人権に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及高揚を図る。	市民人権講座 障がいのある人の人権 日時：令和5年3月中旬 場所：人権ふれあいセンター	20	人権推進課
	・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。	広報・啓発活動	障がいへの理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報誌や市の市公式ウェブサイト、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進する。	海部東部障害者総合支援協議会において連携・啓発に取り組む。	—	社会福祉課
	・障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を実施します。	職員に対する障がい者対応要領を作成。	職員対応要領を人事秘書課と人権推進課と協議の上、作成。	職員への教育・啓発を行う。	—	社会福祉課
		甚目寺庁舎福祉部社会福祉課に手話通訳者の配置。	毎週火曜日の午前9時から正午、午後1時から4時、木曜日の午前9時から正午まで設置。	手話通訳者の設置を行う。	598	社会福祉課
	・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	窓口に設置し情報提供、啓発を図る。	—	社会福祉課
				12月の人権週間特集号に掲載し、情報提供、啓発を図る。	—	人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。	学習講座など障がい者の人権に関する学習機会の充実	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	ワークショップによる障がい者の問題を考える。	—	学校教育課
	・障がいのある児童・生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画を作成します。	個別の指導計画の作成 校内委員会の活性化	児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画の作成。「合理的配慮」の内容を明記をする。	一人一人の児童生徒について校内委員会で検討をして、理解を深める。	—	学校教育課
② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。	・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めます。	福祉実践教室等の実施	社会福祉協議会と協働した小中学校の総合的な学習の時間における福祉をテーマにした講習の実施。	小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高める。 市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援していきます。 対 象 小学校 12校 中学校 5校 高等学校 2校	425	社会福祉課
	・学校教育において、福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。	福祉実践教室等の実施	社会福祉協議会と協働した小中学校の総合的な学習の時間における福祉をテーマにした講習の実施。	総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした学習を実践する。	—	学校教育課
	・各児童クラブ等における、障がいのある児童の受け入れ体制を確保・充実します。	統合保育に係る受け入れ態勢の確保・充実	障がいのある児童の受け入れ実施。	障がいのある児童の受け入れを実施する。	5,623	子育て支援課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援						
① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。	・障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がいのある人の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。	企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知	障がい者の雇用が推進されるよう相談に応じ、就労機会が拡大されるよう、情報提供を行う。	市公式ウェブサイト事業者向けに周知啓発を行う。	—	人権推進課
		求人情報の提供	ハローワークが発行する近隣地域の求人情報を窓口で閲覧に供する。	社会福祉課窓口にて閲覧に供する。	—	社会福祉課
		就労移行支援施設の活用	就労移行支援施設等の活用による就労への移行の促進。	事業利用者の拡大に努め、一般就労への移行者の増加を図る。	69,221	社会福祉課
	・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。	福祉的就労の充実	就労継続支援事業の活用による福祉的就労の促進。	事業利用者の拡大に努め、福祉的就労の利用者の増加を図る。また、働く場などの情報発信フェアを開催し、就労の促進を図る。	608,284	社会福祉課
		事業所ガイドブック、ガイドマップの活用	障がい者等が利用できる事業所に関する情報を収集し、利用者に供する。	障がい福祉マップの活用の促進を図る。	—	社会福祉課
	・障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。	障害者就労・生活支援センターの周知・活用	障害者就労・生活支援センターの活用による就業・生活支援の一体的提供と就職・職場定着に至る相談支援の実施。	障害者就労・生活支援センターの受け入れ体制を確認しつつ、支援を依頼する。	—	社会福祉課
② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。	・障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。	ボランティアによる「声の広報」・「点字広報」の作成と活用	視覚障がい者のために広報誌の内容を朗読・録音した「声の広報」・「点字広報」をボランティアにより作成し活用する。	活用の拡大に努める。	—	社会福祉課
		手話通訳者、要約筆者等の派遣の充実	手話通訳者、要約筆者等の派遣の充実を図り、効果的なコミュニケーション支援を促進する。	必要に応じ、手話通訳者等の派遣を行う。	530	社会福祉課
	・スポーツ・レクリエーション活動等において、障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会を提供します。	生涯スポーツ活動の推進	スポーツイベントに参加できるよう支援していく。	ラジ体操の集い、市民歩け歩け会等、障がい者も比較的無理なく参加できる行事を引き続き開催する。	816	スポーツ課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実						
① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。	・学校における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。	特別支援教育の充実	教職員の特別支援教育に対する理解の促進、専門知識の向上を図りながら、特別支援教育を実施します。	通常学級において、特別支援が必要な児童生徒のあり方について研修を進める。	—	学校教育課
	・児童発達支援センターで、発達に不安を感じる児童の保護者からの相談に対応する窓口を運営します。	児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の整備	市内の児童発達支援センター内に、発達に不安を感じる児童の保護者に対する相談窓口を設置し、児童の成長に応じた適切な支援を実施する。	児童の発達に関する相談窓口として、児童発達支援センターを活用することで、早期から適切な療育支援につなげる。	12,660	社会福祉課
	・未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。	未就学児の場の確保	児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努める。	療育支援と発達支援が必要な未就学児に、児童発達支援事業の利用を勧める。	107,046	社会福祉課
	・就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。	就学児の場の確保	放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、平日の放課後や休日、夏季休業期間などにおける場の確保に努める。	就学時間外に支援が必要な就学児に、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業の利用を勧める。	530,636	社会福祉課
	・地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。	学校等卒業後の場の確保	施設等で、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動を支援し、障がいのある人の地域生活を支援する。	事業利用者の拡大に努め、福祉的就労の利用者の増加を図る。	65,907	社会福祉課
	・心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の支援・助言・相談等業務を実施します。	親子通園療育事業	心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の支援・助言・相談等業務を実施する。	青い鳥医療療育センターより親子通園療育施設3園において、各3回または4回の療育支援や相談を実施。その他については継続。	—	子育て支援課
	・発達障がいのある子どもへの各機関との連携による療育支援体制を充実します	発達障がいのある子どもへの各機関との連携による療育支援体制の充実	青い鳥医療療育センターの指導による体制整備。	青い鳥医療療育センターより令和3年度に実施していない保育園5園において各1回、親子通園療育施設3園に各3回または4回の療育支援や相談を実施。その他については継続。	—	子育て支援課
	・保育施設における障がい児の受け入れ体制を確保・充実します。	一般保育園等における障がい児の受け入れ体制の確保・充実	親子通園事業の継続と保育園との連携。	あま市療育等連絡会議にて連携。保育園等と保健センターや療育施設間でケース検討を行い、情報交換等により入所へ進めていく。	—	子育て支援課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(4) 権利擁護の充実						
① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。	・自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知と利用促進を図ります。また、関係機関と密接な連携協力を図り、実施体制を整備します。	権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進	自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進など支援の充実を図る。	制度の普及・啓発を行う。		— 社会福祉課
		自立支援協議会の機能の強化	地域移行・虐待防止等の地域のネットワークづくりに向けた自立支援協議会の機能の充実と、個別支援会議の充実。	海部東部障害者総合支援協議会の機能充実のための権利擁護支援に関する事例検討を行う。		— 社会福祉課
	・障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。	障がい者虐待防止センターの設置	障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の通報・相談を受けるとともに、障がい者虐待防止の啓発活動を行う。	障害者虐待防止センターにて通報・相談を受ける。		— 社会福祉課
		あま市虐待等防止ネットワークによる被害者支援体制の充実	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を活用し、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対応する。	虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、支援体制の確保に努める。		— 社会福祉課
	・障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。	相談支援事業所の周知による利用の促進	相談支援事業所の存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努める。	相談支援事業所のパンフレットを窓口等で配布し、周知を図り、利用の拡大に努める。		— 人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進						
① 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。	・地域の道路・歩道の整備を推進し、障がいのある人が安全に移動できる環境づくりに努めます。	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備促進を行う。	道路、歩道の整備を行う。	170,000	土木課
	・障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した建物などの整備を促進します。	建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進。	公共施設等の建築を行う際には、条例に基づいた整備を推進する。	—	都市計画課

5 部落差別（同和問題）						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた教育及び啓発の推進						
① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。	・部落差別（同和問題）の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。	広報誌や市公式ウェブサイトによる啓発	広報誌に同和問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報誌や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載し、心理的差別の解消に向け、より多くの人々に啓発を図るため継続的に実施する。	—	人権推進課
		パンフレットなど啓発資料の作成・配付	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図る。また、さまざまな機会において啓発パンフレットを配布し啓発を行う。	—	人権推進課
		懸垂幕掲揚	人権週間やイベント開催時等に懸垂幕を掲揚。	掲示場所を工夫して実施する。	—	人権推進課
		部落差別解消法の周知	広報誌や市公式ウェブサイト等を通じて、部落差別解消推進法の周知を図ります。	市公式ウェブサイト、広報等に掲載し周知を図る。	—	人権推進課
			全職員向けの研修（人権）にて、部落差別解消推進法の理解と認識を深め、周知を図ります。	人権推進課職員が講師を務め、部落差別解消推進法の周知を図ります。	—	人事秘書課
		啓発資料貸出し事業	同和問題の正しい理解を普及させるため、啓発資料の貸出しを実施。	啓発資料を充実させ実施する。	—	人権推進課
		・県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ職員を派遣します。	部落差別（同和問題）研修事業	各種研修会に人権推進課職員をはじめとした職員を派遣	県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ市職員、学校教職員を派遣する。	40

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・国や県、他市町村と連携して人権尊重や部落差別（同和問題）についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。	人権啓発情報の収集及び提供	市民一人ひとりが、あらゆる機会を通して人権学習ができるよう、同和問題に関する調査研究・啓発活動に必要な県内・県外に関する各種人権啓発情報の集積と提供を行う。	人権教育・啓発に関する冊子、ポスター、ビデオ等の啓発資料など、様々な情報や資料を収集し、市公式ウェブサイトなどのメディアを活用して情報を提供する。	—	人権推進課
	・職員向けの人権研修を実施し、部落差別（同和問題）の理解と認識を深めます。	部落差別（同和問題）に関する研修	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	・全職員を対象とした人権研修を実施する。 ・あま地区研修協議会が実施する階層研修の人権研修に職員を参加させる。 ・市独自に実施する新規採用職員研修において、人権研修を実施する。	—	人事秘書課
	・部落差別（同和問題）についての学習機会の提供を充実します。	市民人権講座開催事業	部落差別（同和問題）の解決に向け、講座等を開催する。	市民人権講座 部落差別（同和問題）について 日時：令和4年10月18日（火） 場所：人権ふれあいセンター	20	人権推進課
② あらゆる場を通じ、部落差別（同和問題）の正しい理解を図るための教育及び啓発活動を推進します。	・行政、学校、地域などが連携し、部落差別（同和問題）に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発 (再掲) I-2-(2)-①	広報・市公式ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間」特集号 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・啓発冊子を市内公共施設等に配布するとともに、最新の人権状況を踏まえた情報の提供に努める。 ・市公式ウェブサイトの内容の充実に努める。 ・啓発パンフレット 人権週間特集号38,000部(各戸配布) 人権講演会、市内小中学校 ・人権まんが冊子1,000部(市内小学6年生) ・懸垂幕の掲示(人権週間) ・啓発冊子の購入 ・ビデオライブラリーの周知拡大	1,071	人権推進課
		あま市小中学校人権教育研究会活動	人権教育研究紀要の作成。	人権教育研究紀要第13集を作成予定。	—	学校教育課
		・学校教育や社会教育における人権教育を進めるために、教職員等を対象とした部落差別（同和問題）に関する研修の充実に図ります。	初任者等研修体制の整備 (再掲) I-2-(2)-①	教員としての資質・指導力を向上させるため、初任者等に対する研修体制を充実します。	年間3回の初任者研修を実施し、特に11月24日（水）に実施する初任者研修では、「道徳の授業とは」と題した研修を実施し、道徳教育の充実に図り、人権教育を進める。	—
		新任・転入教職員研修事業	人権（同和）教育の研修、フィールドワークの実施。	研究の成果を還元できるように実施していく。	—	学校教育課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 人権ふれあいセンターの有効活用						
① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取組を充実します	・人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。 ・人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。	地域交流講座開催事業	生活全体を踏まえての事業展開を図り、各種教室を通じての住民交流をより一層深める。	健康体操教室始め10教室を開催予定。	1,288	人権推進課
		地域交流講座開催事業	生活全体を踏まえての事業展開を図り、各種教室を通じての住民交流をより一層深める。	健康体操教室始め10教室を開催予定。	1,288	人権推進課
		調査研究事業	現在実施している実態把握をさらに深めるとともに、隣保事業に対するニーズをはじめ、人権・同和問題についての意識調査等、調査・研究を進める。	施設利用者へのアンケート調査を実施。	—	人権推進課
		人権啓発ライブラリーの設置	人権ふれあいセンターの図書室において、同和問題や人権問題等の啓発のためのビデオ・図書等を備え、広く市民へ閲覧、貸出しする。	人権ふれあいセンター図書室に、随時人権に関する図書を購入し、閲覧できるよう備える。	68	人権推進課
		人権センターだよりの発行	人権センターの取り組みや人権問題の情報提供紙として人権センターだよりを発行する。	ふれあいセンターだよりを年3回発行し、町内に回覧する。	—	人権推進課
		人権啓発パネルの作成	人権に関する課題別啓発パネル等を作成し、啓発資材として活用する。(人権ライブラリーとして貸し出し)	昔の地場産業であった、皮革関連製品の製造工程を知っていただくことを目的として、靴職人による製造工程のサンプルやパネルを作成し実施。	—	人権推進課
		人権啓発企画パネル展	人権ふれあいセンターにおいて、人権に関するパネル展等を実施し啓発、情報提供を行う。	人権パネル設置 【常設展示】 ・故小笠原登博士遺品遺稿の展示 ・「部落の皮革産業に関する展示」 【その他展示】 ・人権作品コンクール展示会 (6月1日～6月30日) ・人権週間(12月4日～10日)	—	人権推進課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
	・地域住民の生活全体を踏まえた生活相談や各種窓口業務など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。	日常相談業務	生活全体を踏まえた生活相談や各種窓口業務などを随時受け付けている。	令和4年度も引き続き生活全体を踏まえた生活相談や各種窓口業務などを随時受け付ける。	—	人権推進課
		こまりごと相談事業 (再掲) I-4-(2)-①	家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題など、生活上の相談に応じる。	年4回開催予定	—	人権推進課
		介護予防事業の開催 (再掲) I-3-(3)-①	転倒骨折予防を目的としたストレッチ体操やひきこもり防止対策事業の実施。	筋力アップクラブ：12回/年×4会場 1回90分 なかよし昼食会：6回/年 参加者：65歳以上	110	人権推進課
(3) 「えせ同和行為」の排除						
① えせ同和行為排除を推進します。	・部落差別（同和問題）に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌等にえせ同和行為に関する記事を掲載したり、講演会や講座においてパンフレットを配布。また、窓口に配置するなどし、啓発情報提供を行う。	啓発パンフレット「許すな！えせ同和行為」「みんなでNO」を窓口配置及び市公式ウェブサイト啓発情報提供を行う。	—	人権推進課
	・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。	支援体制の整備	市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供、えせ同和行為への厳正な対応を図るための研修、および啓発リーフレットの作成、提供。	関係機関と連携をとりながら相談に対して適切に対応する。	—	人権推進課

6 外国人						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 多文化共生社会の推進						
① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。	・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。	国際交流事業、国際化推進事業の実施	あま市国際交流協会を通じた、世界の料理教室、ワールドサロン、イベントへの出展等を実施する。 あま市国際交流DAYを開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し、協会が主催する世界の文化体験、ワールドサロン、イベント出展等の財政的な支援を行う。 あま市国際交流DAYの開催。(令和5年1月開催予定)	930 400	企画政策課
	・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。	外国人を対象とする日本語教室の実施	あま市国際交流協会を通じた、日本語教室を開催する。(美和日本語教室、JJにほんごくらぶ及び子どもにほんご教室)	あま市国際交流協会に補助金を交付し、日本語教室(美和日本語教室、JJにほんごくらぶ及び子どもにほんご教室年間140回開催)について、財政的な支援を行う。	930 ※上記予算と同内容	企画政策課
	・生涯学習講座(公民館講座)において、外国人講師を招いて国際理解教育講座を開催し、外国に親しみ、知識を深めます。	国際社会をテーマとした講座の開催	生涯学習講座(公民館講座)の1コマとして開催。	生涯学習講座(公民館講座)の1コマとして国際理解教育講座を開催する。 外国人講師を招き、母国の紹介をしていただくことで、多文化を学び外国をより深く知ってもらうことを目的とする。	2,469	生涯学習課
② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。	・各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。	国際理解教育の充実 小学校等での外国語活動の充実 英語指導助手整備事業	広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成する。 教員の研修や外国語指導助手(ALT)の派遣など、英語に慣れ親しむ機会の拡大を進める。 外国人との実践的なコミュニケーション能力を養成するため、中学校に英語指導助手を派遣。	国際交流活動を行う学校を支援し、国際理解教育の充実を図る。 必要に応じて同程度の配置を行う。 必要に応じて同程度の配置を行う。	27105	学校教育課
	・在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。	必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置 日本語教育・相談の実施	スクールサポーターによる外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行う。 外国人児童・生徒が早期に学校生活に適應できるよう、日本語指導や教育支援を実施。	必要に応じて同程度の配置を行う。 各小中学校へスクールサポーターの配置を行う。	27105	学校教育課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり						
① 在住外国人への情報提供や相談支援を充実します。	・多言語による防災ガイド・避難所マップ、生活ガイドブックを配布します。	外国人向け情報誌の窓口配布、情報提供の拡充、多言語防災リーフレットの作成・配布	外国人市民が生活に欠かせない行政情報や地域情報などを入手・提供するとともに、日本語ボランティアなどと連携し、外国人市民の生活上の相談などに対応する。	市が作成した情報誌を窓口で配布する。 各庁舎に音声自動翻訳機を各1台導入し、外国人市民が日本人市民と同様に公共サービスを楽しむ安心して生活することができる環境を整える。	96	企画政策課
	・市公式ウェブサイトにおける多言語表記を実施します。	情報提供の拡充	市公式ウェブサイトにも多言語表記を実施する	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に対応している。 ※スマートフォン専用サイトでも対応可能。	—	企画政策課
	・国際感覚を養う研修、講演会について、職員に情報及び参加機会を提供します。	国際感覚を養う研修、講演会について、職員に情報及び参加機会を提供する。	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	全国市町村国際文化研修所が実施する研修を周知し、参加機会を提供する。	—	人事秘書課
	・市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	職員研修などの充実	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	実施予定なし	—	人権推進課
	・国・県が作成したパンフレット、チラシなどで、外国人に対する就労案内、外国人を雇用する事業者に対する適切な雇用管理について周知します。	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	予算を伴わない	商工観光課

7 インターネットによる人権侵害						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) インターネットによる人権侵害の防止対策						
① インターネットの正しい利用を啓発します。	・市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。	教育・啓発活動の推進	メディア・リテラシーの重要性やインターネットの適正利用について啓発を推進する。	市公式ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努める。		— 人権推進課
	・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申し入れなどの適切な対応に努めます。	関係機関との連携 プロバイダー責任制限法の周知	プロバイダー責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）の周知に努めます。	市公式ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努め、モニタリングを実施し、差別的投稿に対し法務局へ削除要請及び情報提供する。		— 人権推進課
	・児童・生徒・保護者に対してパソコンやスマートフォンを利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。	情報教育の推進	リーフレット等を活用して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を充実し、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度の育成に取り組みます。	総合的な学習の時間等を活用し、スマートフォンの正しい使用方法など情報モラルについての正しい活用について理解を進める。		— 学校教育課
(2) 情報格差が生じない社会づくり						
① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。	・紙媒体など、さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。	さまざまな媒体を活用した情報提供	広報あまで紙媒体として情報提供を図るとともに、市公式ウェブサイトにおいても情報提供に努めます。また、インターネットを利用できない環境にある人に対しては、公共施設においてインターネットを閲覧できるように努めます。	広報あまを作成し、ポスティングによる各戸配布に加え、公共施設窓口に配置する。 市公式ウェブサイトは、市民にいち早く情報提供が出来るよう迅速な更新を行う。		— 企画政策課
	・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。	分かりやすい広報の推進	行政機関が実施する施策について、障がいのある人に十分配慮した分かりやすい広報を推進します。 また、市公式ウェブサイトで提供する情報のウェブアクセシビリティ（障害者や高齢者も含めたあらゆる人々が利用できるようにすること）を推進します。	ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ウェブサイトの運営を図るよう、作成担当者または承認担当者に周知を行っている。		— 企画政策課
	・障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。	情報機器の給付による障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりの促進	日常生活用具給付等事業による用具の給付。	必要に応じ、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）を給付する。また、音声コードの普及に努める。	585	社会福祉課

8 ハンセン病・感染症患者等

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり						
① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。	・ハンセン病・感染症患者などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及を図る啓発活動に努めます。	啓発パネルによる周知・啓発	啓発パネルを作成し、正しい知識の普及に努める。	啓発パンフレットをパネル展等にて周知・啓発する。	—	人権推進課
		ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図る。	ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るため、研修を実施する。	実施予定なし	—	人権推進課
	・市民人権講座（ハンセン病問題に関する学習会）や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。	ハンセン病問題に関する講演会等 (再掲) I-1-(2)-①	ハンセン病問題に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及を高揚を図る。	人権講演会 日時：令和4年11月27日（日） 午後1時～4時 講師：未定 演題：ハンセン病問題 会場：基目寺公民館大ホール 人数：800名	1,039	人権推進課
	・「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により偏見や差別意識の解消に努めます。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	レッドリボン（エイズに対する差別や偏見の撤廃のシンボル）の普及促進。	・県などが作成したポスターを公共施設に掲示する。 ・ホームページにレッドリボンに関する記事を掲載する。	—	人権推進課
	・新型コロナウイルス感染者、ハンセン病患者（元患者）などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。	パンフレット、ポスター等による周知・啓発	パンフレットの配布等により感染症に対する情報を提供し、正しい理解の促進に努める。	ポスター掲示、パンフレットの設置する。 また、新型コロナウイルスワクチン接種に関しては案内チラシに掲載し配布する。	—	健康推進課
	・講師を招き、学校教育の中でハンセン病に関する講座を実施し、正しい知識の普及を図ります。	ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図る。	講師を招き「総合的な学習の時間」の中で、ハンセン病に関する講座を実施する。	講師を招き「総合的な学習の時間」の中で、ハンセン病に関する講座を実施する。	—	学校教育課

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援						
① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。	・感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのための予防教育の充実を図ります。	正しい知識の普及啓発	平時から感染症予防についての正しい知識の普及に努め、感染症の予防と理解を深めるための市公式ウェブサイト等を活用して啓発活動を行う。	個人通知や回覧での予防接種勧奨や、市公式ウェブサイトにおいて感染予防の知識の普及を行う。	—	健康推進課
	・保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期発見及び治療に向けた取り組みの充実を図ります。	保健所、医療機関との連携	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	予防接種の実施方法について保健所、予防接種センターの指示により取り組む。	—	健康推進課
	・感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。	相談・支援体制の強化	保健所等で専門相談を実施することにより、市民の感染への不安の解消に努める。 新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルスワクチン等総合相談窓口を設置する。	エイズ検査や肝炎の治療についての相談は保健所を案内する。 新型コロナウイルス感染症については、ワクチンの接種期間に24時間体制で新型コロナウイルスワクチン等総合相談窓口にて相談等業務を実施する。	6,848	健康推進課
		出前授業	必要に応じて学校へ出前授業を実施する。	必要に応じて学校へ出前授業を実施する。	—	健康推進課

9 性的マイノリティ

施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 性的マイノリティ（LGBT等）の理解の推進						
① 性的マイノリティ（LGBT等）への理解の促進	・性的マイノリティ（LGBT等）に関する情報提供や学習会を通じて意識啓発を図ります。	性的マイノリティに関する理解を進める。	性的マイノリティに関する学習会の充実	市民人権講座 性的マイノリティの人権 日時：令和4年8月24日（水） 場所：あま市人権ふれあいセンター	20	人権推進課
	・文部科学省が公表しているリーフレット等を用いて、性的マイノリティ（LGBT等）に対する教職員の理解を図ります。	教職員の理解を進める	文部科学省のリーフレット「性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をもとに教職員の理解を図る。	リーフレット等を活用し、教職員の理解を図る。	—	学校教育課
	・中学校の制服にブレザースタイルを導入し、生徒が主体的に制服を選択できるようにし、性的マイノリティ（LGBT等）に対する配慮に努めます。	中学校制服のブレザー化	令和4年度から中学校の制服はブレザースタイルを市内全校で導入している。ブレザーの上着は男女同じデザインでボタンの付けかえで左前右前を変更することができる。ズボン又はスカートは、どちらを選んでもよいこととしている。	中学校の制服はブレザースタイルを使用し、男女共通の上着及びズボン又はスカートのどちらを選んでもよい方法が続ける。	—	学校教育課
	・性別によらない名簿を導入し、名簿上の男女の区別をなくすとともに、性的マイノリティ（LGBT等）に対する配慮に努めます。	男女混合名簿の導入	令和4年度から男女混合名簿を導入し、氏名の五十音順とした。出席番号は、従前の男女別を廃し、氏名の五十音順に通番を付番している。	男女混合名簿を使用し、男女によらないクラス名簿を使用する。	—	学校教育課

10 様々な人権問題						
施策	取組の内容	具体的施策	具体的施策の概要	令和4年度の実施計画	予算 (単位：千円)	担当課
(1) 様々な人権問題に対する正しい理解の普及						
① 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。	・様々な人権問題について、広報紙や市公式ウェブサイト、パンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌や市公式ウェブサイトにさまざまな人権問題に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努める。	必要に応じて、広報誌、市公式ウェブサイトの内容の充実に努める。	—	人権推進課
	・新たに発生する人権問題について、市民意識調査をはじめ、関係機関との連携による情報収集・把握に努めます。	市民意識調査の実施	5年ごとに人権に関する市民意識調査を実施し、市民が感じている人権問題について把握。	5年ごとの実施 令和7年度実施予定	—	人権推進課
	・「あま市越境入学防止マニュアル」に基づき、越境入学防止に努めるとともに、職員に周知・徹底を図ります。	新たな人権課題の把握	あま市越境入学防止マニュアルを作成し、職員に周知・徹底を図る。	あま市越境入学防止マニュアルに基づき、越境入学防止に努める。また、職員に周知・徹底を図る。	—	関係各課

所管課一覽表

※表中の数字は事業計画数です

	企画政策課	人事秘書課	財政課	情報推進課	人権推進課	総務課	安全安心課	税務課	収納課	市民S C課	市民課	保険医療課	健康推進課	環境衛生課	社会福祉課	高齢福祉課	子育て支援課	都市計画課	土木課	商工観光課	農政課	上水道課	下水道課	会計課	議事課	監査委員事務局	学校教育課	生涯学習課	スポーツ課	学校給食センター課						
I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)																																				
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	4				13								3		2	1	8			1											5	8				
2 学校等における人権教育・啓発の推進					2												4											13	1							
3 職場における人権教育・啓発の推進		1			7		1						1		1	1	2			4								1	1							
4 人権擁護の推進				1	3	1					1		2		2	3	3			1																
II 重要課題と取り組みの方向性(分野別施策)																																				
1 女性		1			10								4				14			3												3				
2 子ども	1				3								3				14											6	2							
3 高齢者					4								2		3	18		1	1	2								1	2	1						
4 障がいのある人					5										20		4	1	1									4		1						
5 部落差別(同和問題)		2			21																							3								
6 外国人	4	1			1															1								2	1							
7 インターネットによる人権侵害	2				2										1													1								
8 ハンセン病・感染症患者等					4								5															1								
9 性的マイノリティ					1																							3								
10 様々な人権問題					2																															